ではうちょういきん **死亡弔慰金**

支給要件

● 加入者または当基金の年金受給者がお亡くなりになられたとき

請求者

● 死亡した<mark>加入者</mark>または当基金の年金受給者のご遺族(配偶者、子、父母、または埋葬者)がご請求ください。

請求期限

● 支給事由である事実が発生した日(死亡日)から2年以内

請求方法

- 【加入者】死亡弔慰金請求書にご記入の上、事業主を経由してご請求ください
- 【年金受給者】当基金にご連絡ください 📞 098-876-7313

ご遺族の方へ死亡に関する手続きについてご案内いたします

死亡弔慰金請求書は**③** https://okiken-kikin.com/wp-content/themes/kikin/img/pdf/hukushi/230824shibou-seikyu.pdf もしくは当基金ホームページの「福祉事業」よりダウンロードしてください。

添付書類

- 戸籍謄本(原本)
- 死亡した本人の住民票除票(原本)
- 死亡届または死亡診断書(コピー可)
- 請求者の住民票(原本)
- 請求者の振込先の通帳コピー

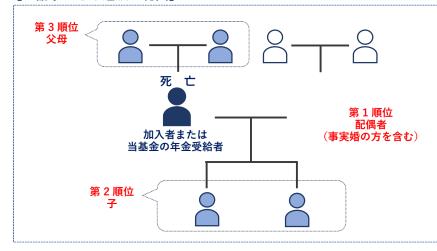
支給額

● 30,000円

支給日

● 毎月請求書が届き次第直近の15日もしくは月末(※金融機関が休日な場合は前営業日に繰り上げ)

【ご請求できる遺族の範囲】



※給付を受けることができる 同順位の遺族が2人以上いる ときは、その1人にした請求 は、全員のために請求したも のとみなし、その1人に対し て行った給付は、全員に対し て行ったものとみなします。

※加入者及び当基金の年金受 給者に遺族がいない場合は、 埋葬者に支給します。

ご注意!

加入者のご家族または当基金の年金受給者のご家族(配偶者や父母)がお亡くなりになられた場合は、支給対象外となります。